第一号基礎的電気通信役務提供区域等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載 すること。)

連絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担 当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記 載すること。)

電気通信事業法第25条第1項の第一号基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号又は第4号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条の2第2項の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4	
号に規定する第一号基礎的電気通信役務によ	
り提供する区域	
その他参考となる事項	

- 注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務により提供する区域ごとに別葉とすること。
 - 2 提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。
 - 3 参考となる資料があれば添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。